

大野小学校学校再開のガイドライン（抜粋）

目的

- 1 段階的に学校を再開し、児童の実態を踏まえた感染拡大防止対策を図り、通常の学校生活を取り戻すことを目指す。**本校は、マスクの着用・手洗い・換気の徹底を重点指導とする。**
- 2 個々の児童生徒を観察するなど、一人ひとりに対し丁寧な対応をしながら、心と体の安定を図る。
- 3 授業改善を図りながら、学習を進める。
- 4 家庭学習、休校中の課題などを生かし学習習慣の確立を図る。
- 5 友達や先生との交流を直接図る機会が少なくなるため、心の交流を図れる内容の学習を工夫する。
- 6 感染防止対策を点検するとともに感染防止教育を推進する。

具体的な重点指導について

【マスクの着用】

- ・学校生活では、マスクの着用を指導する。ただし、体育の授業、飲食、及び熱中症の恐れがある場合は除く。また、密でなければ、マスクを着用しない場合もある。マスクをとった時は、ポケット又は入れる袋など放置しないように気をつける。使用したマスクは、原則、自宅へ持ち帰る。学校で廃棄しなければならない場合は、担任と相談する。
- ・マスク着用時において、こまめに給水するようにし、熱中症予防に努める。

【手洗いについて】

- ・流水と石けん・ハンドソープでの手洗いを基本とし、手指消毒用アルコールは、補助的に使用する。
- ・手洗い時に密を避けるため、特別教室等も開放して使用する。
- ・うがいについては、周りに人がいる場合は飛沫のリスクがあるため、行わない。

【換気について】

- ・教室では、原則として出入り口を開放するとともに窓もできるだけ開ける。また、エアコン使用時においても換気を行う。
- ・特別教室、トイレ等においても窓を開けて換気する。

I 学校の段階的な登校について

| | | |
|-------|-----------|---------------------------|
| 分散登校Ⅰ | 6/1～6/5 | 各学級を4つに分けて2時間授業を2回実施。給食なし |
| 分散登校Ⅱ | 6/8～6/15 | 各学級を2つに分けて4時間授業を3回実施。給食なし |
| 一斉登校 | 6/16～6/19 | 全員登校 4時間授業を4日間実施。給食なし |
| 通常日課 | 6/22～ | 全員登校 午後の授業あり 給食開始 |

※分散登校期間中の登校しない日は、原則として、下校時刻以降に外出するようにする。

II 学校休業日について（市川市決定）

1 夏季休業日

8月1日（土）～8月17日（月）

※7月21日～7月31日（7日間）、8月18日～8月31日（10日間）は授業

※8月5日（水）～8月14日（金）を学校閉庁日とする。

2 冬季休業日

12月26日（土）～1月4日（月） ※含む土、日

※12月24、25日、1月5日の（3日間）は授業

3 その他の平日

6月15日（月）授業日とする。

11月2日（月）休業日とする。

※児童のリフレッシュを図るため10月31日（土）～11月3日（祝）を秋休みとする。

Ⅲ 教育課程等について

1 日課について

(1) 1 単位時間を 40 分とする。

- ・一日 20 分の帯タイムを 2～3 回設け、分散の休憩時間、学習の時間に充てる。

2 通知票について

- ・例年通り、前後期 1 回ずつとするが、前期の期間が短いため、総合的な学習、道徳、外国語の所見の記載は行わない。

3 水泳指導（市川市決定）

- ・行わない。（必要な健康診断が実施できていないため）
- ・プール清掃（水の入替え）も行わない。
- ・濾過器点検は 1 度行う。

4 部活動（吹奏楽部）

(1) 6月22日（月）以降、状況をふまえ、活動開始を検討する。

- ・放課後のみの活動とする。土、日の活動はしない。
- ・児童の活動時間は準備、片付けを含め 2 時間以内とする。
- ・複数のグループに分けたり、時間をずらしたりするなど密を避けて活動する。

(2) 配慮事項

- ・基本的に児童が密集する活動及び児童を集めての指示は行わない。
- ・常にソーシャルディスタンスを確保し、**向かい合わないなど演奏する方向を配慮する。**
- ・特に屋内の練習は換気をこまめに行い、**個人練習やパート練習を行う。**
- ・練習前後の手洗いを適切に行ない、顧問は健康観察を適切に行う。
- ・共有している用具等は練習前後に洗浄等を行う。

Ⅳ 学校行事について

1 入学式

- ・日 時 令和 2 年 6 月 5 日（金）（学級ごとに実施）

2 始業式

- ・6月1日（月）2日（火）に放送にて始業式を実施する。

3 泊を伴う行事

- ・未定

4 運動会

- ・これまでの形式による運動会は行わない。

※今後、学年単位で実施の方向で検討する。

Ⅴ 教育課程外

1 施設開放

- ・7月1日（水）開始予定 ~~（通常授業が再開された時点とする）~~
- ・活動にあたっては、教育委員会の「学校施設開放の使用休止について」を参照する。
- ・団体の代表者は団体の健康管理に努めるようにし、感染の疑いがあった場合は、学校及び学校地域連携推進課に報告する。
- ・団体においては、活動内容の見直しを図り、感染防止に努めること。

Ⅵ 学校生活感染防止対策

新型コロナウイルス感染症に対応した学校での主な感染防止策について

1. 校内体制

- ・校長を責任者とし、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置する。校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭・学年主任・栄養士（教諭）で組織し、学校医・学校薬剤師等と連携して学校全体で感染対策に取り組む保健管理体制を整備する。

<対策本部の役割>

平時：感染対策の検討・実施、児童等及び教職員の健康状況確認等

感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所、市教委との連絡、情報発信等

- ・「新しい生活様式」を実践するためには、児童への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む。
- ・感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておく。

2. 保健室の対応について

- ・保健室に行く児童には、原則、教職員が付き添う。
- ・負傷者と体調不調者で利用空間を区別する。
- ・換気を常に行い、密をさける。
- ・養護教諭は、感染防止の身支度で処置にあたる。
- ・体温計、椅子など使用した場合は、消毒を行う。ベッド使用の場合は干すなどの処置を行う。

3. 児童について

(1)【登校前・登校時】

- 毎朝、安静時に検温を行い、37.0℃以上の場合、登校を控える。ただし、平熱が高い児童は、+0.5℃以上を発熱の目安とする。
- 検温の結果や健康状態については、健康観察カードに記録し、毎日持参する。
※健康観察カードは、1か月間保管する。
- 登校時にはマスクを着用する。ただし、熱中症等、健康を害する可能性がある場合は、密でなければ着用しなくてもよい。マスクの色や形、素材については限定しない。

(2)【校内での検温及び健康観察】

- 担任が教室で、マスクの着用を確認する。児童がマスクを忘れて登校した場合には、学校の予備のマスクを渡すが、原則として、使用していないマスクを返却すること。
- 登校時、教室で健康観察カードを担当が確認する。(体温を朝、測り忘れた児童は教室外で検温。)
- 校内において、37.5℃以上の発熱の症状となった場合は、家庭に連絡をして家庭で休養してもらう。(迎えが来るまで別室待機)
※別室は、第二保健室を設置し、迎えに来るまでの待機場所とする。
- 学校は、欠席者及び遅刻している児童を把握し、その理由を確認すること。

(3)【学校生活①】

- 健康観察カード提出後、すぐに手洗いを確実に行う。そのほか「休み時間の後」「トイレの後」「給食の前」「掃除後」などにこまめな手洗いをを行う。「運動後」は、原則として、外での手洗いとする。
- 換気は可能な限り、2か所以上の窓を開けておく。加えて、休み時間には、出入り口のドアも開放するなど換気を徹底する。エアコン使用時も換気する。
- 室内ではマスクを着用して、授業や活動をする。(体育、健康を害する可能性がある場合は除く)
- 室内で互いに1m程度の距離をとれるように座席を離し、大声を出すことは控えるようにする。
- 当面の間(夏休み前まで)、授業は黒板の方向を向く形で行いグループ学習などの活動は行わない。
- 熱中症予防のため、こまめな水分補給を行う。授業中も可とする。
- 激しい運動は免疫力を低下させ、感染リスクが高まるため、過度な運動は控える。

(4)【学校生活②】

- 休み時間、密集する遊びや近距離で組み合ったり、接触したりする遊びは避ける。
- 給食の際は、喫食時以外は、マスクを着用する。(食事中におかわりを取りに行く際もマスクを着用する)食事の際のマスクは、ポケットにしまうなど衛生面に気を付けること。
- 給食の配膳を行う児童や教職員は、配膳台の消毒、手洗いを徹底し、清潔なマスクを使用すること。
- 給食の際もグループは作らず、前を向いた状態の席で喫食し、会話を控える。
- 清掃は当分の間(夏休み前まで)は、放課後当番制で簡単清掃を実施する。(トイレは教職員で行う。雑

巾は使用しない。)

- 児童の下校後、教職員が分担して、教室やトイレなど、特に児童が手を触れる箇所（蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチ等）について消毒液を使用して清掃する。
- 消毒液については、次亜塩素酸ナトリウムを利用するが、給食時の配膳台には、消毒用アルコールを使用する。
- 発達段階に応じた感染予防教育を行うこと。

(5) 【感染者・感染の疑いがある者について】

- 児童、教職員から感染者が出た場合…**原則休校とする(教育委員会の判断による)**
※感染が判明した場合、市川健康福祉センター（以下、保健所）の指示のもと、消毒及び感染経路の確認のため、学校全体を臨時休業となる。
- 家庭の事情で登校しない場合は、**出席停止とする**
- 感染者、濃厚接触者、医療従事者等に対しての偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた適切な指導を行う。

Ⅶ ほっと給食について *ほっと給食とは、新型コロナウイルス感染防止対応給食の通称

1 目的

感染予防対策のため、個包装の食品を献立に取り入れるなど教室で短時間・少人数で配膳ができるよう配慮し、感染症予防対策をできる限り行ったうえで、児童に食事（ほっと給食）を提供する。

2 方法及び内容（学校全体で共通理解のもと取組む）

- (1) 担任が加わり、短時間・少人数で配膳すること。
- (2) 給食時間の感染予防対策をすること。
- (3) 児童が配膳時の密集を避けるための注意点

| | 担任 | 給食当番 | 当番以外の児童生徒 |
|-----|--|---|--|
| 準備 | <ul style="list-style-type: none">• 配膳前に給食当番の体調チェックをする。• 給食当番の身支度、手洗い・マスクを必ず着用し、手洗い等確認する。• 配膳を行う。配膳の役割・人数や位置の確認する。できるだけ少人数になるよう配慮する。子供たちが密になっていないか等気を配り、声をかける。 | <ul style="list-style-type: none">• 体調チェックを担任に伝え、身支度・マスクを必ず着用する。• 手洗いを徹底する• 担任が配膳台をきれいにする。(消毒も行う)• ワゴンを静かに運ぶ。• 配膳を行う。• 配膳台と長机・ワゴン等を活用し配膳者の間隔を最低1mは確保する。• 低学年は、当面の間教職員が配膳を行うとよい。• できるだけ担任外の職員を入れ配膳を行う。 | <ul style="list-style-type: none">• 換気の確認。• 机前向きの確認。• 手洗いを徹底する。• マスクを着用したまま静かに待つ。 |
| 食事中 | <ul style="list-style-type: none">• マスクを外し、会話を控える。• 配膳された給食は、食缶に戻さない。おかわりの配膳は、教師が行う。 | | |
| 片付け | <ul style="list-style-type: none">• 片付ける時は、マスクを着用する。• 密にならないようにソーシャルディスタンスを行うこと。• 使用したストローや箸等を片づける時に他の人のものに触れたら手洗いをする。 | | |

3 学校栄養職員の役割

- (1) 配膳や喫食時間の短縮ができるような献立作成すること。
○簡易的な給食の提供であることから栄養価・食糧構成・調理方法にこだわらず、各校の状況に合わせた献立作成への配慮。
- (2) ほっと給食は「配膳を簡単にする」という趣旨で行うもので、「安価な献立にする」という意味ではない。逆に個包装にこだわりすぎると、通常より高価になる場合もある。給食費の適正な執行を心がけること。
- (3) 調理員と児童の接触が必要最低限になるようにする。

4 その他

○ほっと給食について、学校だより・給食だより・ホームページ等で保護者・児童に周知する。現時点での実施は、9月頃までの予定とする。

Ⅷ 各教科等における感染防止対策

1. 特別教室の使用の場合は、密を避け換気を十分行うこと。また、手洗いに利用するため施設をしないので、使い方を指導する。
2. 教室内では、机間巡視を多くしたり、ICT を利用したりするなど、非接触を目指す。
3. 自分の持ち物以外を使用した場合には、確実に手洗いをを行う。
4. 理科の実験・観察は、班ごとを避け、個人で実施できる環境を目指す。図工の共同作業も同様。
5. 教師が実験・観察等を示す際は、児童生徒を前に集めるのではなく、書画カメラ等で撮影して、手元を見させるなど工夫する。(同様：読み聞かせ、家庭科調理方法・裁縫、書写)
6. 当分の間、調理実習は行わない。
7. 他人への貸し借りは禁止とし、必要な場合は教師が用意する。
8. 地域学習として、当分の間、校外に出ることは原則しない。単元を入れ替えるなど、地域・公園での学習等は可能性のある9月以降の計画とする。
9. 比較検討のため、ビデオ撮影を行って提示したり、教師や児童が家庭で収集してきた自然のものを活用したりして学習を進める。
10. 音楽は、指導計画を見直し、歌唱・器楽(リコーダー、鍵盤ハーモニカ)などの表現活動の時期を夏季休業以降とする。現時点では、できるだけ歌唱の活動はさけ、リコーダーや鍵盤ハーモニカの活動は行わない。ただし、視聴覚機器を活用して鑑賞の学習に取り組むことや考えることや音を発しない活動であれば可能である。
11. 体育では、なわとび・リズム遊び・ダンス・走るなどを中心に行い、身体が接触する活動は行わない。ただし、ボールなど用具を使用する場合は、手洗いを確実にを行うこと。
12. 体育においてマスクの着用の必要はない。
13. 運動前後の手洗いは、確実に実施する。うがいは、まわりに人がいる場合には、行わない。
14. 可能な限り、屋外で授業を行う。また、体育館等屋内で行う場合は、2方向の窓を開けるなど、十分に換気を行う。また、集合や整列をする場面をさける。
15. 臨時休校により、運動不足や心身にストレスを感じている児童もいることを踏まえ、実態を把握した運動を行うこと。
16. 外国語学習では、音声を聴くことを重視し、発声するときはマスクの着用をした上で、対面を避けるなど工夫をしながら行うとともに学習動画を有効に活用する。ペアやグループでの活動は避けること。
17. 特別の教科 道徳、総合的な学習の時間を利用し、困難な問題に主体的に対処できる実効性ある力や差別や偏見に対する教育、思いやりの心などの育成を図る。
18. 学級活動では、人間関係形成、社会参画、自己実現の視点を踏まえ、現在の制約された中での学校や学級の課題をしっかりとらえ、よりよく解決するための話し合いや合意形成、役割分担を行い、豊かな生活を目指す。他者との関わりが限定されることから、児童をきめ細かく見ていくことが大切である。
19. 様々な行事の実施が困難な状況から、児童一人ひとりに寄り添い、児童理解に努め、認め、励まし育てることに努めること。また、心配する家庭や児童もいることから、できる限り相談に応じながら対応していく。
20. 避難訓練など、非常時に備える訓練は、常に必要な事項であるため、コロナ対応の感染拡大注意時期であっても、実施するが方法について密を避ける工夫を図ること。

学校では、上記を踏まえ、密を避け感染防止に努め、児童の学びの保証に全力を尽くしていくが、家庭地域の協力も不可欠であり、以下の協力をお便り等で依頼する。

- ① 毎日の健康観察カードの記入・保管と児童の健康管理
- ② 児童のマスク着用確認と手洗いの励行
- ③ 具合が悪い時のお迎え

このガイドラインは、市川市学校再開ガイドラインを参考として作成しています。今回、6/15市川市教育委員会の通知を受けて改訂しましたが、今後も逐次見直すことがあることをご留意ください。

大野小 新型コロナウイルス感染症 対処フロー図

20200619 現在



【新型コロナウイルス感染症について】

- 潜伏期間約1～14日（一般的には約5日）
- 飛沫感染及び接触感染により発症する。
- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続する。
- 強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える場合が多い。
- 罹患しても8割は軽症で経過する。

管理職⇒【市川市教育委員会へ報告】

Tel: 383-9342 保健体育課

報告時の調査内容

- ①氏名、住所
 - ②学年クラス、生年月日
 - ③発症日
 - ④症状
 - ⑤受診医療機関名、PCR検査実施日
 - ⑥感染者の発症前二日間の行動
- ※教育委員会から保健所へ連絡



【感染者・濃厚接触者発生】
管理職・養護教諭に報告

養護教諭⇒【管理校医に報告・相談】

久木先生 Tel: 303-8000

児童・生徒、教職員またはその家族に以下の①～③に該当したら、保健体育課まで報告する。
①新型コロナウイルスに感染 ②濃厚接触者と特定された ③感染の疑いがある
※教職員の場合は、**出席停止とする**。感染者は療養休暇、濃厚接触者は職免とする。

【臨時休校の決定について】

- ① 市教委から保健所へ連絡
- ② 保健所からの指示
- ③ 市教委が決定



【学校再開】

- ① 再開時期等は、保健所の指示に従い、市教委より学校に連絡する
- ② 保護者及び本人と十分相談してから再開する
- ③ 本人の不利益にならないようにする

【校内対策本部の設置】⇒教職員へ周知

【市教委の指示を受け対応】

- (教頭) ①接触者リストの作成 保健所の指導の下、感染者の行動履歴の把握、濃厚接触者の特定のための情報提供
- (養護) ②他の児童・生徒、教職員の健康状態の把握
- (教務) ③保護者への連絡 児童生徒等の自宅待機、学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖について連絡する
- (担任) ④臨時休業中の健康観察や学習課題等の連絡
- (校長) ⑤濃厚接触者とされたものへの自宅待機 教職員に濃厚接触者等がいる場合は、勤務体制の整備
- (教頭) ⑥報道対応の窓口 教育委員会と連携し情報を収集・整理する
- (事務室) ⑦保護者等その他の問い合わせ対応
- (担任) ⑧人権への配慮 差別、偏見、いじめ等の対象とならないように十分な配慮や注意を行う
- (市教委) ⑨施設の消毒作業 保健所の指示に従い、専門業者が消毒を行う

